

平成 3 0 年

第 5 回西原村臨時会会議録

平成 3 0 年 5 月 2 1 日

平成 3 0 年 5 月 2 1 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成30年第5回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
5月21日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (承認第2号～第4号・議案第45号)	

提出議案等

(平成30年5月21日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
(専第2号) 平成29年度西原村一般会計補正予算(第10号)について
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
(専第3号) 西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
(専第4号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 工事請負契約の締結について

目 次

第1号（5月21日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（承認第2号～第4号・議案第45号）	5
日程第 4 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「（専第2号）平成29年度西原村 一般会計補正予算（第10号）につ いて」	6
日程第 5 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について 「（専第3号）西原村税条例等の一 部を改正する条例の制定について」	10
日程第 6 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について 「（専第4号）西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について	14
日程第 7 議案第45号 工事請負契約の締結について	16
閉 会	21
署 名	23

第 1 号 (5 月 2 1 日)

平成30年第5回西原村議会臨時会会議録

平成30年5月21日、平成30年第5回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成30年5月21日（月曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第2号～第4号・議案第45号）
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 7 議案第45号 工事請負契約の締結について

1、応招議員 (9名)

2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (1名)

1 番	堀 田 直 孝 君
-----	-----------

3、出席議員 (9名)

2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (1名)

1 番	堀 田 直 孝 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
税務課参事	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は堀田議員より欠席届が出ております。

第5回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第5回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、村上高志君、3番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、提案理由の説明を求めます。日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成30年第5回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、工事請負契約等の締結について等をお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位には、ご多忙とは存じますが、臨時議会をお願いいたしました。

平成28年熊本地震により災害廃棄物仮置き場としておりました村民グラウンドの復旧工事につきまして、工事の入札が終わりましたので、工事請負契約締結などを今回提案させていただくものでございます。

ことしに入り、5回目の臨時会ではありますが、一日も早く村民グラウンドの復旧が終了し、再び住民の方々のスポーツを通じた交流や健康づくりに活用していただきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」ご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,924

万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億1,897万6,000円とするものでございます。

歳入におきましては、地方譲与税や特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄付金及びふるさと納税災害復興復旧寄付金において、全額を災害復興基金に積み立てることにより、年度末までの歳入確定額を歳出における基金積立金へ計上する必要があるため、予算の補正が急遽必要であることから、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算計上をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長からご説明いたします。

続きまして、議案第45号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、平成28年4月の熊本地震により災害廃棄物仮置き場として利用していました村民グラウンドの復旧工事につきまして、指名競争入札により相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては、専決処分の報告及び承認について3件、議案1件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。大変お世話になります。

○議長(宮田勝則君) 以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)平成29年度西原村一般会計補正予算(第10号)について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成30年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第2号、平成29年度西原村一般会計補正予算(第10号)。

平成29年度西原村の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,924万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億1,897万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

決算見込みによりまして予算の増減を行っております。

6ページ、下のほうになりますけれども、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1,460万4,000円の増額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億6,203万9,000円の増額補正でございます。特別交付税の増額でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目7基金費129万1,000円の増額補正でございます。災害復興基金積立金等の増額でございます。

あとは予備費に1億8,795万6,000円の増額補正を行って計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本でございます。

7ページになります。17寄付金の目の指定寄付金ですけれども、こちらのほうが災害復興復旧の寄附金と、ふるさと納税のほうでも指定寄附金がありますけれども、これはどういった内容になりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

ご質問の17の1の1指定寄付金、災害復興復旧寄付金のうちのふるさと納税災害復興復旧寄付金につきましては、私ども企画商工課所管の分でございます。皆さんご存じだと思いますが、ふるさと納税としていただく分の寄附金をこれに充てているところでございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）こちらのほうが指定寄附金になっておりますけれども、自分が思っている指定寄附金というのは、寄附をされる方がこれに使ってくれという寄附だというふうに認識しておりますけれども、その中でふるさと納税でも指定寄附金ができるというふうな感じにこの文章で見ると捉えております。その辺の説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、ご寄附いただく方に関して何も目的を限定されない形でご寄附いただく分と、あと、これをこういった事業等に使っていただきたいということで申込書の中に明記していただく、いわゆるこういった事業ということで指定をいただいて寄附をいただく分ということで2つ分けておりますので、今回の補正につきましては指定寄附という部分のほうを充てているところでございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。ということは、ふるさと納税でも指定寄附金があり、その指定をされたものにそちらの寄附金を100%使われるということでよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今、企画商工課長から話がありましたとおり、復興基金のほうで寄附をいただいた分については、まずは基金に入れますけれども、その後災害の復興のために使うということで、しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）指定寄附金ということなので、その名目があると思います。これに使ってくれというふうにかかれていると思いますけれども、復興の中でもそれに使うということになるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

- 総務課長（西山春作君）熊本地震災害復興での目的ということで使用させていただくところにしております。
- 議長（宮田勝則君）3番、坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）じゃ、復旧復興という大枠の中で使ってくれということであって、例えばこの橋を直したいからこの橋の一部に使ってくれとか、そういうことは書かれていないということで、大枠を復興という形で分けてあるという指定寄附になるんですね。それでよろしいでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）ふるさと納税といいますと、普通は限定しない、向こうで納税するのを西原村に納税するという形ではありますが、今回は熊本地震が発生して震災復興に大変だろうという思いで、復興のために使っていただきたいという願いでそちらのほうに入れておくという形になると思いますけれども、よろしゅうございますか。
- 議長（宮田勝則君）3番、坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）今、地震で壊れた神社とかそういうところがございまして、ふるさと納税であればなかなかその辺には使えないんですけれども、こちらを指定寄附という形で使えばなとか、そういった思いも自分は考えておりました。その中で、村が余りそっちには手を出せないような状態ですけれども、例えばふるさと納税の指定寄附金の中でそういう名目をつくれば、その中に当て込むこともできるのかなと今、この文章を見た中で思いましたけれど、そちらとはまた違うようになりますでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）要するに納税者の方々の希望があって、大枠の災害復旧費に使っていただきたいということでありますので、地震で大変だろうという思いで寄附されたと思います。その中で神社仏閣等に使っていただきたいとあればそちらのほうに使わせていただきますけれども、今のところは大枠で災害復旧に使っていただきたいという向こうの意思でありますので、そういった大枠での意思を受けとめて災害復旧に使わせていただくならばというふうに思っております。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
承認第2号、専決処分報告及び承認について「（専第2号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」原案どおり承認することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第5、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明)

○税務課長(廣瀬龍一君) おはようございます。

承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成30年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第3号、西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、それを受け、西原村税条例も平成30年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。

主な内容については、お手元に配付しております西原村税条例等の一部を改正する条例の概要書でご説明させていただきます。

税務課資料1の概要書をごらんください。

改正の趣旨ですが、地方税法及び関係法令及び関係する基準省令の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な内容について、税目ごとに説明いたします。

まず、(1)の個人村民税につきましては、ア、給与所得控除及び公的年金等控除からの基礎控除への振替として、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げるものです。

次に、イは給与所得控除及び公的年金等控除の見直しです。給与所得控除の上限が適用される給与収入を現行1,000万円超から850万円超に引き下げ、公的年金等控除は公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限を設ける改正です。

次に、ウの基礎控除の見直しにつきましては、前年の合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除額が3段階で逡減し、2,500万

円を超えると基礎控除の適用がなくなります。

次に、エの給与所得控除及び公的年金等控除からの基礎控除への振替に伴う主な調整措置として、所得の金額要件及び非課税限度額等を引き上げる改正です。

次に、(2)の法人村民税の改正につきましては、資本金1億円を超える普通法人等に対して、納税申告書等を電子申告により提出することを義務化する規定の新設です。

1枚お開きください。

次に、(3)の固定資産税の改正についてですが、平成30年度は3年に1回の評価替えの年度で、アはこれに伴う改正です。「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」へ改正し、土地に係る負担調整措置の現行の仕組みを3年延長、新築住宅に係る税額の軽減措置の適用期限を2年延長します。

次に、イの生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として、地域の中小企業等による設備投資の促進に向けての臨時措置として、生産性向上特別措置法の規定による中小企業の一定の設備投資について、対象となる設備の固定資産税を3年間0以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合により軽減することを可能とする時限的な特例措置の創設です。本改正で、本村で定める特例割合は0とします。

次に、(4)のたばこ税の改正です。たばこの税率をアに記載のとおり、平成30年10月1日から3段階で引き上げる改正です。国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ、計3円の引き上げです。

次に、イの加熱式たばこの課税方式の見直しについてですが、加熱式たばこの区分の新設及び平成30年10月1日から5年間かけて段階的に紙巻きたばこの本数に換算する方式とする規定の整備です。

最後に、(5)その他ですが、地方税法を含む各法律改正に伴う条ずれ、項ずれ等による所要の規定の整備をしました。

この条例の施行期日は、平成30年4月1日から平成34年10月1日にかけて法律に基づいて順次施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員(林田直行君) 8番、林田です。

私は固定資産税の改正のところについてお聞きいたします。

2年前の震災において、各個人あたりもそれぞれ新築がっております。また、中小企業となると思いますが、お店あたりも少しずつグループ補助金が適用されてお店を建て直されているような状況でございますが、これも特

例といいますか特例の措置といいますか、そういうところに当たって0という規定になるということで認識してもいいのかどうか、お尋ねします。

○議長（宮田勝則君）林田議員の今の質問は下のイのほうですか。

○8番議員（林田直行君）はい、イのほうです。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）今の概要書でイ、生産性向上の中小企業関係の投資の支援ということで、一応特例割合を0という形でしておりますけれども、これは、生産性向上特別措置法の趣旨という形で、生産性革命集中投資期間中による時限的な特例措置であります。本村の中小企業の労働生産性の向上に向けた設備投資の支援ということで、その支援、設備投資の後押しをするということで復旧復興をさらに進めて、地域の経済活性化につなげていきたいというふうに考えるところであります。

特例割合を0とした場合、市町村の中小企業者に対しては物づくり補助金というのがまたありまして、その優先枠等の支援措置が講じられるということもあります。ということで0から2分の1の範囲内で市町村の条例で定めるということから本村で0としたところで、これはあくまでも中小企業者に対しての特例という形で、一般の住宅とかいうことではありません。以上です。

○議長（宮田勝則君）先に補足説明をさせます。

企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）それでは、補足でちょっとご説明させていただいておきます。

概要書資料の中の中小企業の設備投資の支援ということで、ここに明記しております生産性向上特別措置法という分について補足を説明させていただきます。

これは経済産業省から出されてありまして、要は中小企業さんが今後、労働生産性を高めるために老朽化の設備を改築したりとかした場合、なかなか財政的なものとかで難しいというところで、やはりどうしても生産性の高い設備投資を推進するというところで国の施策として打ち出されてきているところでございます。昨年12月で閣議決定をいたされまして今の国会に法案として提案されておりましたが、今月の16日に参議院の本会議で可決、成立しているところでございます。この法の趣旨といたしましては、やはり一般の方ではなくて中小企業の方が特例の適用を受けられると。最大3年間という形になっております。

この法案の成立をもとにいたしまして、国で今度、指針の計画を策定されます。それに基づいて各全国の自治体で導入促進の基本計画を策定して国の同意を得まして、それから中小企業様からいろんな設備投資に係る機械を協議、認定を市町村とするという形になります。認定を受けてから、こういっ

た償却資産等の設備投資した機械を導入していただくと3年間は軽減措置ということでございますので、本村においては0から2分の1、当然0という形で適用させていただいたということでございます。

中小企業庁で全国の市町村のアンケートをとっておりますが、本県におきましても全自治体とも固定資産税は0ということで取り組むということでいただいておりますので、本村も、中小企業さんの今後の振興のために当然0という形で選択をさせていただいたところでございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体内容がわかりました。一応個人は違うので中小企業と、西原村も多くの中小企業の皆様も進出されておりますので、そういうところの特例として優遇措置を与えるというような解釈でよろしいですか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）そうですね。中小企業といいますと中小企業基本法に規定されておる中小企業が対象ということでございますが、本村にはほとんど大企業等はないので、中小企業の方が多いかと思っております。当然この法律の制定を受けまして、この促進に向けていろんな計画づくり等もご支援していきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

今の件の継続です。施行期日が平成30年4月からとなっておりますけれども、それまでに実施された方がもしもおられるなら、そこら辺あたりはどうなるのかなど。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

既に導入といいますか、これは全く新しい制度でございまして、まずは導入促進の基本計画を国と市町村がつくりまして、それに基づいてどういった機械を中小企業者さんが取り入れますとかいう部分のまず認定をいただかないといけないというのがございますので、今既に導入されている機械と今回生産性向上に当たる機械というのは、ちょっとまた意味合いが違ってくる形になっております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）すみません、質問がちょっとあれだったかも。震災後新たにやっぱり設備投資というか、復興に向けてやり直すというところで事業を始めた方々もおられると思っております、再度。そういった方々でも実行されている方は対応できないのかという質問です。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）今回の生産性向上特別措置法につくものについては、震災とはまた別という趣旨でございますので、適用外という形でお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第6、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬龍一君）承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成30年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第4号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、それを受け西原村国民健康保険税条例も平成30年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村国民健康保

険税条例の一部を改正する条例の概要書によりご説明させていただきます。

税務課資料2の概要書をごらんください。

改正の趣旨ですが、地方税法及び関係法令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な改正内容についてご説明します。

まず、(1)の国民健康保険税の基礎賦課額の改正ですが、この第2条の改正は、基礎賦課額の医療給付費分限度額を54万円から58万円に改正するものであります。

次に、(2)被保険者均等割及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準の改正です。この第23条の改正は、5割軽減の判定計算の数値が27万円から27万5,000円に、2割軽減の判定計算の数値が49万円から50万円に改正するもので、計算式が表のとおりに変わります。

この改正で、高所得者は負担が大きくなりますが低・中所得者については軽減の判定の幅が広くなり、負担が少なくなります。

この条例の施行期日は平成30年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員(中西義信君) 4番、中西です。

今回の改正によって金額の変更があると思いますけれども、おおむね昨年の1年間の分の金額を当て込むと大体減るのかふえるのか。現行と若干変わるわけですね。だから平成29年度を当て込むと減るのかふえるのかというのをちょっと。

○議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前10時45分)

(午前10時45分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課長。

○税務課長(廣瀬龍一君) 今のご質問ですけれども、(1)の基礎賦課額の改正、第20条の医療給付費分が改正後の58万円に変更になるということでの改正ですけれども、これにつきましては平成29年度分で試算をしております。それについては、改正前の調定額ベースですけれども2,100万円ほどになっています。58万円に改正後になった場合の試算としては2,260万円ほどということで、約156万円ほどの増という形になります。

あと一つの軽減のほうにつきましては、ちょっと試算の計算が特別になるので、今回、計算は詳細については行っておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第7、議案第45号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災廃補第1号、災害廃棄物仮置き場復旧工事。

2、契約の金額、1億1,448万円（税抜額1億600万円）。

3、契約の相手方、所在地、福岡県久留米市東合川1丁目5番27号、会社名、株式会社スポーツテクノ和広九州支店、代表者、取締役支店長釘嶋学。

今回工事契約の締結につきましては、平成28年4月熊本地震により災害仮置き場として利用いたしておりました村民グラウンドの復旧工事でございます。

お手元に追加資料として置いておりますが、工事の工期につきましては9月28日の竣工を予定しております。先ほど村長も申しましたとおり、早く村民グラウンドを復旧いたしまして村民の方々に使ってもらうことを目標にしております。

もう一枚めくっていただきまして、計画平面をつけております。今回の工事契約の箇所といたしましては、メーングラウンドというふうに書いてあると思いますが、うちで言うグラウンドのA、B、C、Dです。そのグラウ

ンドの中の整地工及び入り口にありました門壁を壊しております。復旧工事、災害のほうです。その新設と、A、B、Cコートのダッグアウト、ベンチです。そこも災害の復旧のために取り壊しておりますので、その復旧工事と、北側のゲートボール場、そこを砕石式で復旧いたします。それと、サブグラウンドと書いてありますが、野球場、今学童が使っておりますEコートにつきましては、整地工と芝張り工を実施させていただきたいと思っております。以上が今回の工事契約の場所でございます。

もう一枚めくっていただきますと、舗装平面図ということで皆さん方にお知らせしております。メーングラウンドにつきましてはクレイ舗装ということで、断面図ということで横に書いてありますが、仕様につきましては、もう一枚、後で私のほうからモストクレイというパンフレットみたいなものをお手元の机に置いております。そこに整地工のやり方という、クラッシャー、混合土、表面処理という3層にわたって処理をかけてやらせていただきたいと思います。

後ろのほうに工事の流れということで書いてありますとおり、一応完成して、今までは雨の日なんて本当にぬかるみがあって使えなかったグラウンドが、この舗装を入れることにより、ぬかるみがなく使用できる舗装に変えさせていただきたいというふうに考えております。

北側のゲートボール場につきましては砕石と、Eコートにつきましては先ほど申しましたように、内野につきましては黒ボクで、上につきましては先ほどの表面処理をかけさせていただきたいと思っております。それとあと、芝生をEコートは張ってありましたので、芝の原形復旧という形で、今回の契約につきましては以上の工事をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ゲートボール場の今まで使用されていたところが、この前、前回も荒れて、そういうふうな使い方ができないということで指摘しておったんですけども、ゲートボール場が今使われておりません。ここに砕石を入れるならば、今後どういうふうな用途で住民の方々が使用方法としてするのか。例えばこれは駐車場だけにするとか、そういう内容で何かお考えがあれば教えてほしいんです。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）現在のところ、旧ゲートボール場については砕石を敷くということで、多目的に利用できるような形ということで、現時点としては駐車場的な役割で対応するならというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）グラウンドの件ですけれども、A、B、C、D、これが今、照明がソフトボール用になっておると思います。夜にこれを使用した場合に、何か選手たちから目に入ってとりにくいというふうな話も聞いておったんですけれども、照明はやりかえないんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）ご説明いたします。

あくまでも原形復旧ということでございますので、照明につきましては今のところ扱えないという状況でございます。ただ、規格といいますか、中の仕様を若干、バックネットからホームベースが近かったものですから、危険防止のために前に5メートルぐらいずらしております。そういうことで、照明につきましても今の照明ではちょっと対応できないかなというふうに考えておりますので、教育委員会の教育担当のほうと話をして、照明の角度だけはやはり扱ってくれという話だけはさせていただいております。

グラウンド照明につきましては、今私のほうからできるというお答えはできませんが、今後野球規格にするなら、山下議員がご指摘のとおりちょっと暗いかなという部分がありますので、そのあたりは教育委員会、また執行部とお話をさせていただきながら今後検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

モストクレイ工法というか、そういう感じで準全天候型の舗装ということで、今までグラウンドは、消防あたりやいろいろ行事があるときには車両の搬入をやっておりました。それは可能なのかなのかです。一応競技場ではありますが、車両搬入で支障がなければ、今度、操法大会もあります。今回は使えませんが、そういうとき水を利用したり、夏祭りはどうか知りませんが、いろいろ駐車場が関係すると大きく荒れるんじゃないか、どうなのか、わかりませんが、可能なのかなのかどうかお答えください。お願いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

実際に雨天のときに入っているのを見たことがございませんので何とも言えませんが、基本的には、先ほど林田議員がご指摘のようにグラウンドということで競技場ですので、車の搬入については本来は入れるべきではないというふうに考えております。

ただ、今現在いろんなイベント等でグラウンド等に搬入するのは現実的にやっていることでございますので、そのあたりは、どうしても雨の日にグラ

ウンドに入れるというのは私も無理かなというふうに思っておりますが、天気のいい日にグラウンドに搬入する分については支障はないかと思えます。ただ、その分の入れた後の整備というのは必ずちゃんとした形でやらんと、せっかくのいいグラウンドがまたもとのグラウンドに変わるということも考えられますので、そのあたりのグラウンドの車の出し入れについては今後検討しながら、どのくらいの天候だったら大丈夫なのか、雨がだんだん降って、そういう中でグラウンドの中に車を入れるのはいけないのか、そのあたりは今後の検討課題ということで、いろんな部分で検討していきながら、グラウンドの車両については今度協議させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今、保健衛生のほうからはそういうことですが、教育委員会のほうが大体グラウンドは管理だったですか。教育委員会のほうからどうか、ちょっとお願いします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）ただいま藤吉課長からあったような形で、今までのようなグラウンドの使用の仕方とはちょっと変わってくるかなというふうに思います。中心となるのは、やはりスポーツをする施設という捉え方で持っていけたらという考えであります。車両については今後また特段の場合というような形になってくるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

今回の場合は現状復旧という形になっておりますけれども、一つは、その周りが地震とかで壊れているところもあると思ひます。こちらのほうは教育委員会がされると思ひますけれども、この2つはもう10月ぐらいには終わるのかというのが一つと、今回特殊なやつで、これ、熊本でほかのところはどういう場所でされているのか、また、これはどういったふうに維持管理が要るのか、例えば自分たちでただトンボでならしてそれでできるのか、もしくは業者を入れなくてはいけないような維持管理方法をしなくてはいけないのかとか、その辺をお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）教育委員会でも工事関係でフェンスと側溝関係、その分の工事発注をしているところであります。

それから、維持管理については、専門業者を入れるというような形なのかというのはそこまで把握していないところでありますので、ちょっとお時間をいただきたいというふうに思ひます。

- 議長（宮田勝則君）よございますか。
- 3番議員（坂本隆文君）はい。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
4番議員、中西君。
- 4番議員（中西義信君）先ほどの関連質問ですけれども、モストクレイを施工されている業者の方には、直接車の件とかは聞かれたのかどうかを伺いたいです。
- 議長（宮田勝則君）保健衛生課長。
- 保健衛生課長（藤吉昌也君）業者との打ち合わせはまだ仮契約の段階で終わっていませんので、実際に設計の中で、車両については今後検討していただきたいということによってあります。ただ、今から実際の施工業者と打ち合わせをしながら、実際に施工した業者がどういった感じの管理の方法とかそういうのも教えていただけると思いますので、これについては、イベント等でやる前までにははっきりした形でうちのほうの方針というか、その分は教育委員会と打ち合わせをしながらやらせていただきたいというふうに考えております。
- 議長（宮田勝則君）4番、中西君。
- 4番議員（中西義信君）そここのところははっきりされたほうがいいと思います。重量によってはくぼみ等が発生してすぐ使えなくなるような状況、もしくは施錠管理をしっかりしていないと、今も夜も時々やかましい音がたまにしていますけれども、新しいところには目を向けたくなるが多々あると思いますので、思いっきり、だめかはっきりか、きちんとそういった感じで進んでいただくことを希望します。
- 議長（宮田勝則君）保健衛生課長。
- 保健衛生課長（藤吉昌也君）今、中西議員が言われるとおりに思います。先ほどからいろんな部分であります、どうしても村のイベントをやるときに駐車場が狭いとかいろんな部分がありますので、そのあたりについては、先ほど申しましたとおり、教育委員会と打ち合わせ、また企画商工課と打ち合わせしながら、車両の搬入については今後検討していきたいというふうに思っております。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
村長。
- 村長（日置和彦君）いろいろ心配していただきましてありがとうございます。
施工に当たっては、施工業者とあわせて、どれだけ車が入っていいのか。ただ、今回は水たまりができないということで、下に採石、今までは全部、土の上に山砂を敷いたグラウンドでありましたので、水はけが悪いと。今回、下に採石を敷きますので、そちらのほうに通水していくという形で水たまりはできないということで3層で仕上げますので、私もこの工事を1回したこ

とがございます。車は入ることが可能でした。ただ今回、我々のところは、入れるか入れないかは今後業者あたりと話をしながら進めていきたいと。

多分、私は普通車が入るぐらいは大丈夫じゃなかろうかなと。余り規制をかけると利用価値がだんだんなくなっていきはせんかと。例えばEコートで、夏祭りを利用する、ただ、駐車場はグラウンドで今までやっておりましてので、それもできないとすると車の駐車もできないような状況になりますので、そこら辺はどうしたらいいかは今後検討していくところがあるかと思えます。

いろいろ、チラシに書いてありますように、含水量がかなり少ないというようなところもございます。そしてでこぼこにもなりにくいというような形で書いてありますので、多分、かたい表面になるというふうに思っております。いろいろご心配していましたが今までのご意見を聞きながら、そして業者に説明を受けながら、そして利用していくならばというふうに思っています。当然、夜は施錠して入れないような状況をしておかんと、先ほど言いましたように、車が入っていいのか悪いのか、いつも入れると入っていいんじゃないかなというふうになりますので、イベント等にはできるだけ使っていけたらなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）質疑がないようでしたので、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成30年第5回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

2 番議員 村 上 高 志

3 番議員 坂 本 隆 文